

苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について(解説)

1. 改正の経緯

このたびの改正は、令和3年1月27日に開催された第109回苫小牧市都市計画審議会の議を経て告示された「苫小牧圏都市計画地区計画」の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

2. 改正の内容

下記の地区整備計画区域において、建築物の用途に関する制限の一部を変更しています。

＜変更のあった地区整備計画区域＞

- ・ 新生台地区整備計画区域
- ・ 錦西ニュータウン地区整備計画区域
- ・ 苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区整備計画区域
- ・ ウトナイ地区整備計画区域
- ・ 沼ノ端駅北地区整備計画区域

3. 条例の公布及び施行日

公布日：令和3年6月23日

施行日：令和3年6月23日